



# お知らせ

第152号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2022. 4. 1 発行

## 保険料通知書をお送りします

- ◆ 本年3月からの協会けんぽ健康保険料率と介護保険料率の改定に基づく「保険料通知書」を同封しました。保険料は、4月に支給される給与から改定し控除して下さい。厚生年金保険料の額は変更ありません。なお、協会けんぽ以外の医療保険にご加入の事業所様にはお送りしていません。また、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様につきましては、後日給料明細と一緒にお届けいたします。

## 雇用保険料率の改定について（確定）

- ◆ 雇用保険料率引き上げを盛り込んだ法律案が、原案通り国会で成立しました。前回の「お知らせ」第151号でご案内のとおり、従業員負担分は一般の事業が3/1000から5/1000へ、建設業が4/1000から6/1000へそれぞれ引き上げになりますが、引き上げは令和4年10月分の給与からとなりますのでご注意ください。なお、今年度の労働保険料申告では、10月からの保険料率アップ分を考慮に入れて雇用保険の概算保険料を計算することになるため、前年より納付する保険料が増加することが考えられます。

## 2023年3月大学等卒業予定者採用について

- ◆ 2023年3月（令和5年3月）の大学・短大・高等専門学校・専修学校等卒業予定者を対象としたハローワークでの求人取扱いがスタートしています。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので、新卒者採用をお考えの事業所様は担当者までお申し付け下さい。なお、高等学校卒業予定者につきましては、例年ハローワークによる求人申込書受付が6月1日から始まり、7月1日から生徒さんへの公開となります。

ハローワークにおける大学等卒業予定者の就職・採用活動スケジュール	
求人の受理	2月1日以降
求人の公開	4月1日以降
大学等卒業予定者に対する職業紹介	6月1日以降

## 健康保険被扶養者異動のご確認を

- ◆ 就職等により、健康保険の被扶養者から外れる方がいらっしゃいましたらご連絡をお願いいたします。また、被保険者証は、すみやかに回収をお願いします。
  - 適正に削除の手続きを行うことで、協会けんぽから高齢者医療制度への負担額が減少し、ひいては協会けんぽ加入の事業主および被保険者の保険料負担軽減につながります。
  - 被扶養者であった方が就職した場合、新しい被保険者証が手元に届くまでの間に旧被保険者証を使用してしまうと医療機関に迷惑がかかります。旧被保険者証は就職したその日から使用することはできません。

## 労働時間の考え方について

- ◆ 労働時間は、実際の労務の提供・顧客サービスの提供を行っている時間だけに限られるものではありません。「使用者の指揮命令下にある時間」「使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間」は労働時間となります。誤った判断をしがちなケースについて別紙表に整理しましたのでご確認ください。